実施庁に係る実績評価に関する調査の通知に伴う改善措置状況(その後)の概要

【調査の実施時期等】

1 実 施 時 期 : 平成15年12月~16年7月

2 調 査 対 象 機 関: 防衛庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【通知日及び通知先】 平成16年7月16日:防衛庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【回答年月日】 防 衛 庁 平成18年3月2日

法務省 平成18年3月3日 財務省 平成18年3月14日 厚生労働省 平成18年2月28日 経済産業省 平成18年3月10日 国土交通省 平成18年3月7日 【その後の改善措置状 法 務 省 平成19年6月15日 況に係る回答年月日】 財 務 省 平成19年6月19日 厚生労働省 平成19年6月15日

経済産業省 平成19年6月15日 国土交通省 平成19年6月15日 防 衛 省 平成19年6月11日

【調査の背景事情】

○ 実施庁は、中央省庁等改革の一環として、政策の企画立案機能と実施機能を組織的に分離し、それぞれの機能の高度化を図るため、政策の企画立案機能は主として本省に、実施機能については可能な限り外局、独立行政法人等の組織に分離することとするとの考え方(行政改革会議最終報告(平成9年12月3日、以下「最終報告」という。)に基づき、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)等に基づき設置

平成16年3月末現在、6省庁に8実施庁(注)が設置

- (注) 防衛庁(防衛施設庁)、法務省(公安調査庁)、財務省(国税庁)、厚生労働省(社会保険庁)、経済産業省(特許庁)、国土交通省(気象庁、海上保安庁及び海難審判庁)
- 中央省庁等改革基本法第 16 条第 6 項において、実施庁の業務の効率化を図るとともに自律性を高めるため、府省の長は、実施庁の 所掌する事務に係る権限を当該実施庁の長に委任し、当該権限委任事務の実施基準等を定め公表するとともに、実施庁が達成すべき 目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。
- 〇 中央省庁等改革の推進に関する方針(平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定。以下「中央省庁等改革方針」という。)において、①実施基準の制定及び公表については、実施庁の自律性を高める観点から、可能な限り具体的・客観的な基準とすること、及び②目標の設定と目標に対する実績の評価・公表については、その目標は、より客観的な評価が可能となるよう設定することを、それぞれ基本とすることとされている。
- 最終報告においては、政策立案部門と実施部門の連携について、「政策立案過程への実施段階の情報の提供や問題点の反映が不可欠であり、一方、実施部門においては、政策の企画立案過程における意図と目的が十分に伝えられ、的確な行政の実施が図られなければならない。」とされている。
- この調査は、実施庁に係る実績評価の実施状況等について実態を調査

主 な 通 知 事 項

- 1 実施庁に係る実績評価の現状と課題
- (1) 目標の設定及び実績の評価
 - ア 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備

(通知)

関係省庁は、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、各省庁の実施状況を参考に、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備や充実を図る必要がある。

(説明)

《制度・仕組み》

- 中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項の 規定においては、i)府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事 務に係るものを当該実施庁の長に委任すること、ii)府省の長は、 実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務 の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべ き目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること
- 実施庁が達成すべき目標の設定及び目標に対する実績の評価について、これらを体系的かつ継続的に実施し、透明性及び客観性の確保を図るため、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類を整備し、これに則し実施することが重要

《現状·実態》

- 調査対象6省庁8実施庁における目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備状況
 - ① 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順の一連の手続について規程類を定めているものは2省庁(防衛庁、財務省)
 - ② 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順のうち、その一部について規程類を定めているものは2省(法務省、厚生労働省)
 - ③ 経済産業省及び国土交通省は、目標の設定及び実績の評価の実

関係省が講じた改善措置状況

→:「回答」時に確認した改善措置状況

|⇒:「その後の回答」時に確認した改善措置状況

(法務省)

- → 公安調査庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、 「公安調査庁実績評価実施規程」(平成17年1月4日、法務省秘企 訓第7号)を定め平成17年度から施行
 - ・ 目標の設定については、大臣官房秘書課(政策評価企画室) が、公安調査庁総務課(企画調整室)の原案を基に、年度ごと に、業務の実施に当たり達成すべき目標を作成し、速やかに公 安調査庁に通知・公表。目標の達成度合いの判定と判定方法の 明確化の観点から、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定
 - ・ 実績の評価については、毎年度、当該年度終了後、あらかじめ 設定した目標に対する実績を測定し、大臣官房秘書課(政策評 価企画室)が、公安調査庁総務課(企画調整室)の原案を基 に、実績評価の結果を取りまとめ実績評価書を作成、速やかに 公安調査庁に通知・公表
- ⇒ 平成17年度及び18年度における公安調査庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、引き続き、「公安調査庁実績評価実施規程」に定める方法、手順に基づき、目標の設定及び実績の評価を実施
 - ・ 目標の設定については、平成17年度に達成すべき目標は17年3月に、18年度の目標は18年3月に、19年度の目標は19年3月に作成し公安調査庁に通知・公表
 - ・ 実績の評価については、平成 17 年度の目標に対する実績評価 は平成 18 年9月に取りまとめ、実績評価書を作成し公安調査庁 に通知・公表

主 な 通 知 事 項

施方法、手順に関する明文の規程類を未整備

- 上記の規程類を定めている4省庁のうち、実績評価書の作成及び 公表の時期について定めているのは3省庁(防衛庁、財務省及び厚 生労働省)で、1省(法務省)は定めなし
- 目標期間の終了から実績評価書の作成又は公表までの期間については、2省庁(防衛庁及び財務省)は3か月、1省(厚生労働省)は約5か月

関係省が講じた改善措置状況

(厚生労働省)

- → 社会保険庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、平成17年4月、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」 (平成14年4月1日厚生労働大臣決定)を変更し、i)各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知・公表、ii)政策統括官付政策評価官室及び政策の企画立案を担う部局は、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価書を作成、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知の上、公表
- ⇒ 平成 17 年度及び 18 年度における社会保険庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、引き続き、「厚生労働省における政策評価の実施に関する基本計画」に定める方法、手順に基づき、目標の設定及び実績の評価を実施

平成 18 年 3 月、当該基本計画を変更し、i)目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めること、ii)政策統括官付政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は評価結果を政策の企画立案に活用することを追加。「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第 2 期)」(平成 19 年 3 月 30 日厚生労働大臣決定)も同様に規定

- ・ 目標の設定については、政策統括官付政策評価官室及び関係部局が「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」(平成 13 年 3 月30 日厚生労働事務次官依命通達)に定める事務について目標を設定、平成 17 年度に達成すべき目標は 17 年 3 月に、18 年度の目標は 18 年 2 月に、19 年度の目標は 19 年 2 月に作成し厚生労働大臣名で社会保険庁に通知の上、公表
- ・ 平成17年度の実績の評価については、政策統括官付政策評価官 室及び関係部局が、目標の達成状況についての社会保険庁からの 報告(平成18年9月28日付け)を基に、平成18年11月にとりまと

<u> </u>	田広心珍珠以上元芒世界小口
主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	め、実績評価書を作成し、厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて
	通知の上、公表
	(経済産業省)
	→ 特許庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、「特許
	庁実績評価実施要領」(平成17年12月8日経済産業大臣決定)を定
	め平成17年12月8日から施行
	・ 目標の設定については、同要領において、大臣官房政策評価広
	報課が目標を策定し、速やかに特許庁長官に通知し、これを公表
	するとともに、特許庁においては、特許庁が達成すべき目標が特
	許庁長官に通知された場合には、速やかに特許庁内の事務所掌課
	へ周知
	・ 実績の評価については、対象年度終了後5か月を超えない時期
	において策定するものとし、大臣官房政策評価広報課が、特許庁
	総務課からの報告書を基に、実績評価の結果を取りまとめ実績評
	価書を策定し、速やかに特許庁長官に通知・公表するとともに、
	神許庁においては、特許庁の実績評価が特許庁長官に通知された
	場合には、速やかに特許庁内の事務所掌課へ周知
	→ 平成17年度及び18年度における特許庁が達成すべき目標に対す
	る実績の評価については、引き続き、「特許庁実績評価実施要領」
	に定める方法、手順に基づき、目標の設定及び実績の評価を実施
	・ 目標の設定については、平成18年度に達成すべき目標は平成18
	年3月に設定、平成19年度の目標は19年3月に設定し、特許庁長
	官に通知・公表
	・ 実績の評価については、平成17年度の目標に対する実績評価結
	果は平成18年6月に取りまとめ、実績評価書を策定し特許庁長官
	に通知・公表
	(国土交通省)
	→ 気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標に対する実

主な通知事項	明 <i>広火が</i> 乗じたか美世署保辺
土 は 週 却 争 垻	関係省が講じた改善措置状況 クラス は 「国上なる火字建設 (東京 世紀 17)
	績の評価については、「国土交通省実績評価実施規程」(平成 17
	年3月30日、国土交通省訓令第9号)を定め、平成17年度から施
	行
	・ 目標の設定については、同規程に基づき、大臣官房総務課が、
	政策統括官付政策評価官と協議の上、各年度の達成すべき目標を
	当該年度の前年度末までに設定し、速やかに当該目標を気象庁、
	海上保安庁及び海難審判庁に通知・公表
	・ 目標の設定については、より客観的な評価が可能となるよう、
	可能な限り具体的かつ定量的に行うよう努力
	・ 実績の評価については、同規程に基づき、政策統括官付政策評
	価官は、各年度の設定した目標に対する実績の評価を、当該年度
	終了後3か月を目途として行い、速やかに当該評価結果を気象
	庁、海上保安庁及び海難審判庁に通知するとともに、当該評価結
	果及びその要旨を公表
	⇒ 平成17年度及び18年度における気象庁、海上保安庁及び海難審判
	庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、引き続き、
	「国土交通省実績評価実施規程」に定める方法、手順に基づき、目
	標の設定及び実績の評価を実施
	・ 目標の設定については、平成17年度に達成すべき目標は17年
	3月に、18年度の目標は18年3月に、19年度の目標は19年3
	月に設定し、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁に通知・公表
	・ 実績の評価については、平成17年度の目標に対する実績評価
	結果は 18 年 6 月にとりまとめ、当該評価結果を気象庁、海上保
	安庁及び海難審判庁に通知・公表
	ス/1 /入○ 1時/和田 19/1 1○ /厄/IP / △ /公

イ 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施

(通知)

関係省庁は、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、所管する個々の実施庁の業務内容を勘案しつつ、各省庁の実施状況を参考に、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 目標に関し達成する水準が明確にされていないものがある 省庁においては、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定 に努めること。
- ② 目標の達成度合いの判定に当たっては、その基準を設定するなどにより、判定方法の明確化に努めること。
- ③ 目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用に努めること。

(説明)

《制度・仕組み》

- 中央省庁等改革方針において、目標はより客観的な評価が可能となるよう設定することが基本とされており、目標の設定に当たっては、達成状況を可能な限り客観的に測定できる指標を用い、具体的な目標とすることが重要
- 行政機関が行う政策については、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)において、行政機関の長は、i)政策評価の実施方針、政策効果の把握、学識経験者の知見の活用、政策評価結果の政策への反映等に関する事項を定めた政策評価に関する基本計画及び1年ごとの事後評価の実施計画を策定・公表した上で、事後評価を行うこと、ii)評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表
- 目標の達成度合いについての判定は、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき実施されるとともに、具体的に分かり

関係省が講じた改善措置状況

(防衛省)

→① 「自衛隊施設に供される行政財産の所管換、用途廃止等に係る 事務手続」や「自衛隊施設や駐留軍施設の用地等の買収に係る事 務手続」など、防衛施設庁が達成すべき目標について、可能な限 り具体的かつ定量的な目標を設定

平成 17 年度に防衛施設庁が達成すべき目標の 7割 (25 目標の うち 18 目標、72 パーセント) を数値化

⇒① 自衛隊施設及び駐留軍施設の整備において、建設工事の入札に当たっては、建設工事に係る一般競争入札の実施範囲(一般競争入札方式を2億円以上の工事まで拡大)、総合評価落札方式の割合(総合評価落札方式による工事の調達割合を金額ベースで3割以上確保)を新たな目標に加え、防衛施設庁が達成すべき目標について、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定

平成18年度に防衛施設庁が達成すべき目標の7割(27目標のうち20目標、74パーセント)を数値化

(財務省)

→① 国税庁が達成すべき目標については、実績の評価の的確かつ効果的な実施を推進するため、順次見直しに努めており、「異議申立ての3か月以内の処理件数割合」、「審査請求の1年以内の処理件数割合」などの定量的な指標を設定し、達成すべき水準を明確化、継続的に目標達成を維持できると判断した指標については、廃止するなどの取組

平成 17 事務年度(平成 17 年 7月~18 年 6月)に国税庁が達成すべき目標の 7割を数値化

⇒① 国税庁が達成すべき目標については、実績の評価の的確かつ効果的な実施を推進するため、順次見直しに努めており、また、目標の中においても、更に「e-Taxの利用件数」、「電話相談事務の集中化による15分以内の相談割合」などの定量的な指標を設定

やすく公表されることが望ましい。

○ 実績評価の客観性を確保するとともにその質の向上を図るため、 実施庁の業務の内容に応じて有識者等第三者の知見の活用を図るこ とが有益

《現状·実態》

- 目標の設定状況
 - ① 平成15年度の場合、掲げられた目標のすべてについて定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されているもの(3実施庁:特許庁、気象庁、海難審判庁)、目標の一部について定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されているもの等(5実施庁:防衛施設庁、国税庁、社会保険庁、海上保安庁、郵政事業庁)
 - ② 実績の評価の実施状況
 - i) 財務省

評価基準及び評価マニュアルを定めて実績を評価

ii)国土交通省

目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する明文の 規程類は整備していないが、評価結果を所管する3実施庁共通 の方式として、4つのパターン化した文言を用いて評価結果を 整理し、併せて、所見を記述

iii) 防衛庁

評価の実施段階で、掲げられた目標のすべてについて、達成度合いを評価するための確認項目と測定方法を定め、評価結果については、目標のすべてについて達成度(%(パーセント))を記述するとともに、基本的には、3つのパターン化した文言を用いて評価結果を整理、明文規定なし

iv)厚生労働省

定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されている 目標(平成14年度の目標数は4)については、目標と実績を定

関係省が講じた改善措置状況

し、達成すべき水準を明確化

(厚生労働省)

→① 国民年金保険料納付率、口座振替実施率など、社会保険庁が達成すべき目標について、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定を図り、「平成17年度に社会保険庁が達成すべき目標」の5割(21目標のうち11目標、52%)を数値化

総務省から定量的な目標を設定することが可能として指摘のあった「政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用率」については、社会保険事務所で把握している未適用事業所の継続的な把握・管理が不十分であることから、現時点では、未適用事業所の全体数を正確に把握することは困難。現在、未適用事業所の把握・管理の強化に努めているところであり、今後、こうした状況を踏まえ指標としての有効性を検証し、数値目標として設定に努力

⇒① 平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標については、 細分化された目標を整理統合し、重点を分かりやすくするという 目標の効率化、重点化という観点から、17年度の評価項目21項目 を見直し13項目に設定。このうち、数値目標を設定した目標は9 項目であり、数値目標がある項目の割合は、平成17年度の52%に 対して平成18年度は69%

総務省から定量的な目標を設定することが可能として指摘があった「政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用率」については、定量的な目標の設定にあたり未適用事業所の全体数を把握することが必要となるが、現在も継続的に把握に努めているところであり、平成 18 年度の数値目標の設定時において、「政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用率」を数値目標とすることは困難

平成 19 年度からは、社会保険事務局ごとに未適用事業所の適

主 な 通 知 事 項

量的に比較することにより目標の達成度合いを明確化

一方、定量的な指標が設定されているが達成すべき水準が数値化されていない目標(平成14年度の目標数は17)については、ほとんどの場合、「全体的な取組としては適正に実施されている」又は「概ね適正に実施されている」との評価

v) 経済産業省

目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する明文の 規程類は未整備、すべての単年度目標に定量的な指標が設定さ れ達成すべき水準が数値化されており、この目標に対する実績 を定量的に比較することにより目標の達成度合いを明確化

- vi) 法務省は、公安調査庁の業務特性を勘案し、目標(平成14年度の目標数は2) については定量的な指標が設定されておらず達成すべき水準を数値化していないが、目標ごとの達成度合いの測定方法等を規定
- ③ 有識者等第三者の知見の活用状況

目標の設定や実績の評価について、客観性を確保し、評価の質 を高めるため、有識者等第三者の意見等を聴く機会を設けている ものは2省(法務省及び財務省)

両省は、いずれも、評価法第3条第2項第2号に基づき開催した各界有識者からなる政策評価に関する懇談会を活用しているが、その他の4省庁では、第三者の意見を聴取する機会を設けていない。

関係省が講じた改善措置状況

用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定することとしており、引き続き、未適用事業所の全体数の把握に努め、「政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用率」等の指標を数値目標として設定に努力

(国土交通省)

- →① 海上保安庁が達成すべき目標について、地震活動の監視観測に 関する具体的かつ定量的な目標を設定 平成17年度に海上保安庁が達成すべき目標の75%(4目標のうち3目標)を数値化
- ⇒① 海上保安庁が達成すべき目標(平成18年度:4目標)については、4目標のうち3目標について定量的な指標を設定し達成すべき水準を数値化
- →① 海難審判庁が達成すべき目標(平成 15 年度及び 16 年度:3目標、17 年度:2目標)のすべてについて、定量的な指標を設定し達成すべき水準を数値化
- ⇒① 海難審判庁が達成すべき目標(平成 18 年度:2目標)について、定量的な指標を設定し達成すべき水準を数値化
- →① 気象庁が達成すべき目標(15年度、16年度及び17年度:4目標)については、15年度及び16年度においてはすべての目標について、17年度においては、4目標のうち3目標について定量的な指標を設定し達成すべき水準を数値化
- ⇒① 気象庁が達成すべき目標について、平成 18 年度においては、 17 年度と同様に4目標のうち3目標について定量的な指標を設 定し達成すべき目標を数値化

(防衛省)

→② 平成 16 年度において防衛施設庁が達成すべき目標に対する実

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
	績評価書に併せ、評価結果を表す文言のパターンの整理状況について、明確化し公表(17年7月1日) 目標の達成度合いの判定方法については、当庁ホームページで公表している実績評価書において個別に明記 ⇒② 改善済み。
	(厚生労働省) →② 平成 16 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価の実施に際しては、数値目標を設定していない項目についても、定量的な指標の推移を可能な限り把握し、各項目における「取組の改善」内容及びそれが指標にどのような効果をもたらしたかの考察を行うとともに、「取組の改善」及び指標の推移と達成すべき目標水準とのかい離を考慮するなど、目標の達成状況について総合的に判断した上で、「目標を達成した」「目標の達成に向けて進展があった」「目標の達成に向けて着実な取組がみられた」「目標の達成に向けた取組が不足している」の4類型に分類して記載 ⇒② 平成17年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価においては、数値目標を設定していない項目についても、定量的な指標の推移を可能な限り把握し、引き続き、4類型に分類し評価
	(国土交通省) →② 気象庁、海上保安庁及び海難審判庁の実績の評価については、 平成17年3月に定めた「国土交通省実績評価実施規程」に基づき、単年度の目標については、「目標は達成されたと認められる」「目標は達成されておらず一層の努力が必要である」「目標には達していないが相当の実績が上がっている」の3類型に、また、複数年度にわたる目標の評定については、「目標達成に向けて概ね順調に推移している」「目標達成には一層の努力が必要である」の2類型に分けて評価するなど判定方法を明確化

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
工 6 旭 州 爭 吳	⇒② 「平成17年度に気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標についての評価」においても、引き続き、「国土交通省実績評価実施規程」に基づき、単年度の目標の評定に当たっては、の3類型に、また、複数年度にわたる目標の評定については、2類型に分けて評価するなど判定方法を明確化なお、単年度の目標の評定に当たって、「目標には達していないが相当の実績が上がっている」に該当した場合に、その評定となった経過や定量的な理由を付して説明また、複数年度にわたる目標の途中年度における評定については、表面的な進捗状況のみを評価対象とするのではなく、精度改
	善に向けてシステム改良を実施した等の経過を含めて評価し、その根拠を明示することにより判定方法の明確化 (防衛省) →③ 「平成17年度の防衛庁における事後評価の実施に関する計画」 (平成17年3月30日、防官政2521号)において、平成17年度に 「防衛庁における実施庁の実績評価」について総合評価を実施することとしており、当該総合評価の際、防衛施設庁が達成すべき 目標の設定及び実績の評価について、有識者等第三者の意見を聴取し、活用する予定
	⇒③ 「防衛庁における実施庁の実績評価」(平成17年度政策評価 (総合評価))の実施に際し、複数の有識者から意見を聴取し、 平成18年度の目標設定等の参考 (厚生労働省) →③ 「平成15年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価」 の際には、内閣官房に「社会保険庁の在り方に関する有識者会 議」が設置され、組織の在り方の変革を念頭に置いた業務の見直 しの議論が始まったところであり、実施庁評価という観点のみか ら別途有識者に意見を聴取するのは、見直しの方向性の統一性の

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
工	観点から困難 平成 16 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価に際しては、「社会保険事業運営評議会」(社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意思を反映させ、その改善を図ることを目的として開催)について、i)昨年度も実績評価についての説明が行われており、参集者が実施庁に係る実績評価の仕組みを理解していること、ii)評価結果については、社会保険庁の業務運営に反映していくという位置付けであり、同評議会の開催趣旨に沿うものであることから、平成 17 年 10 月 19 日に開催された同評議会に、厚生労働省から実績評価書案を示し意見を聴取 ⇒③ 平成17年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価に際しては、平成18年11月 9日に開催された「社会保険事業運営評議会」に、厚生労働省から実績評価書案を示して意見を伺い、意見の一部を反映させたものを平成18年11月28日に社会保険庁に対して通知の上、公表
	(経済産業省) →③ 平成16年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績の評価(評価結果は平成17年8月30日に公表)に際し、平成17年7月29日、「経済産業省政策評価懇談会」(17年5月開催決定、学識経験者4名及び公認会計士1名で構成)を開催し意見を聴取 →③ 平成17年度において特許庁が達成すべき評価結果については、実績の評価(評価結果は18年6月12日に公表)に際し、平成18年6月5日、「経済産業省政策評価懇談会」において、学識経験者及び公認会計士等の意見を聴取 (国土交通省) →③ 「国土交通省実績評価実施規程」において、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標の設定及び実績の評価に当

関係省が講じた改善措置状況

たって学識経験者等第三者の知見を活用することとし、3 実施庁の平成 16 年度に達成すべき目標に対する実績の評価(評価結果は平成 17 年 6 月 30 日に国土交通大臣から気象庁長官、海上保安庁長官及び高等海難審判庁長官にそれぞれ通知)に際し、「実績評価懇談会」(17 年 3 月設置、学識経験者等 7 名で構成)のメンバーから意見を聴取

なお、平成17年度の目標設定に当たっては、懇談会は開催しな かったが、複数の有識者から意見を聴取

⇒③ 平成18年度目標の設定及び17年度の実績の評価に当たっては、「国土交通省実績評価実施規程」に基づき、実施庁ごとに「実績評価懇談会」を開催。「実績評価懇談会」のメンバーは、各実施庁が開催している政策評価に係る懇談会の構成員の中から選任されており、目標の設定及び実績の評価に当たって当該「実績評価懇談会」のメンバーから意見を聴取することにより、第三者の知見を活用

(2) 公表等の推進

(通知)

関係省庁は、目標、評価結果等を公表するに当たっては、国 民が分かりやすい情報を迅速かつ容易に入手できるようにする ため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 実績評価書の作成・公表の早期化を図ること。
- ② 実績評価書の要旨の作成・公表に努めること。
- ③ 目標、実績評価書等のHPへの掲載に当たっては、複数年度分の掲載に努めること。
- ④ その他、各省庁における目標、評価結果等の公表に関する 工夫例を参考に、一層積極的な公表に努めること。

(説明)

《制度・仕組み》

○ 実施庁に係る実績評価の実施により、国民に対する説明責任を徹

(法務省)

- →① 実績評価書の作成・公表については、「公安調査庁実績評価実施規程」において、対象とする年度の終了後5か月を超えない時期において作成、速やかに公安調査庁に通知するとともに、当該評価書及びその要旨を公表
 - ・ 平成 15 年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価 書は平成 16 年 7 月 28 日に、16 年度公安調査庁が達成すべき 目標に対する実績評価書は 17 年 7 月 29 日に通知・公表
- ⇒① 平成 17 年度に公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価 書は、平成 18 年 9 月 1 日に通知・公表

(厚生労働省)

→① 平成15年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価は、 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(平成16年

底し、行政の透明性を確保するためには、各省庁が行った評価結果 等を積極的に公表することが重要

- 「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)では、各府省に おいて、実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定めて 公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に 対する実績を毎年評価して公表すること
- 実施庁に係る実績評価に関する情報を公表するに当たっては、国 民に対する分かりやすさを確保するなど、国民の理解を得るよう努 力することが重要。このため、評価結果等の要旨を作成するなどに より、簡潔で分かりやすい形で公表。また、国民が情報を迅速かつ 容易に入手できるようインターネットの活用による公表を推進する とともに、評価の実効性や客観性を高めるため、評価結果等に対す る国民からの意見・要望を受け付ける仕組みを整備することも重要

《現状•実態》

- 事務の実施基準等は、6省庁すべてが、平成13年度の目標設定及 び目標期間の開始時期までに制定し公表
- 目標は、6省庁すべてが、毎年度の目標期間の開始時期までに設 定し、速やかに公表
- 平成14年度の目標期間が終了してから実績評価書の公表までに要した期間をみると、最も短いものが1.5か月(国土交通省)、次いで3か月(防衛庁及び財務省)、約4か月(法務省)、約7か月(厚生労働省)で、最も長いものは約8か月(経済産業省)

このうち、実績評価書の作成又は公表時期を定めている防衛庁、 財務省及び厚生労働省については、防衛庁及び財務省が期限を遵守 しているのに対し、厚生労働省は約5か月の期限を2年連続(平成 13年度及び14年度)で約2か月超過

- 実績評価書の要旨を作成し公表している省庁なし
- 目標及び実績評価書は、6省庁すべてが、インターネット・ホームページにおいて公表

関係省が講じた改善措置状況

4月1日厚生労働大臣決定)において、平成16年8月末を目途に 実績評価結果を公表することとしたが、社会保険庁からの実績報 告書の提出が遅延(受理日:16年9月10日)したことから、期限 を約2か月超過した16年10月22日に通知・公表

平成 16 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価は、「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」において、平成 17 年8月末を目途に実績評価書を作成し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官に通知・公表することとしたが、社会保険庁からの実績報告書の提出が遅延(受理日:17 年8月25日)したため、期限を約2か月超過した17年10月20日に通知の上、公表

⇒① 平成17年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価は、「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」において、平成18年8月末を目途に実績評価書を作成し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官に通知の上、公表することとしていたが、17年度における国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理が明らかとなり、保険料納付率の確定に時間を要したことから、社会保険庁からの実績報告書の提出が遅延(受理日:18年9月28日)し、実績評価結果の通知・公表は期限を約3か月超過した18年11月28日

(経済産業省)

- →① 実績評価書については、特許庁実績評価実施要領に基づき、目標対象年度の終了後5か月を超えない時期において策定するとともに、速やかに経済産業省及び特許庁のホームページにおいて公表
 - ・ 平成 15 年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績 評価は、16 年 11 月 16 日に通知・公表
 - ・ 平成 16 年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績 の評価については、17 年 8 月 30 日に通知・公表

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
工 6 匝 加 事 次	⇒① 平成17年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績の
	評価については、平成18年6月12日に通知・公表
	計価については、平成10年0月12日に通知・公衣
	(防衛省)
	(四角旬) →② 平成16年度において防衛施設庁が達成すべき目標に対する実績
	の評価の公表に併せて、実績評価書の概要(要旨)を作成・公表
	(平成17年7月1日)
	→② 平成17年7万1日) →② 平成17年度において防衛施設庁が達成すべき目標に対する実績
	評価の公表に併せて、実績評価書の概要(要旨)を作成・公表
	(平成18年6月30日)
	(十)及10千0万30日)
	(法務省)
	→② 実績評価書の作成に当たっては、公安調査庁実績評価実施規程
	において、対象とする年度の終了後5か月を超えない時期におい
	て作成し、速やかに公安調査庁に通知するとともに、当該報告書
	及びその要旨を公表
	上記の規定に基づき、平成17年7月29日、平成16年度において
	公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価書の公表に併せ、
	実績評価書の要旨を作成・公表
	⇒② 公安調査庁実績評価実施規定に基づき、平成18年9月1日、平
	成17年度において公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価
	書の公表に併せて、実績評価書の要旨を作成・公表
	(財務省)
	→② 実績の評価書の要旨については、評価書の公表に併せ、平成
	15 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書につ
	いては平成 16 年 9 月 30 日に、平成 16 事務年度については平成
	17 年 10 月 5 日にそれぞれ作成・公表
	なお、平成17年3月31日、「政策評価に関する基本計画」を改
	訂し、実績の評価書の要旨についても公表資料とすることを規定

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
	⇒② 平成17事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書の公表に併せて、実績の評価書の要旨についても、平成18年10月6日に作成・公表
	(厚生労働省) →② 平成 15 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価については、平成 16 年 10 月 22 日、評価書の公表に併せ、その要旨を公表また、平成 16 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価については、平成 17 年 10 月 20 日、評価書の公表に併せ、その要旨を作成・公表 ⇒② 平成17年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価については、平成18年11月28日、評価書の公表に併せ、その要旨を作成・公表
	(経済産業省) →② 平成 16 年 11 月 16 日、15 年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績評価の公表に併せ、その概要を作成・公表平成 17 年 8 月 30 日、16 年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績評価の公表に併せ、その概要を作成・公表 →② 平成18年6月12日、平成17年度において特許庁が達成すべき目標に対する実績評価の公表に併せ、その概要を作成・公表
	(国土交通省) →② 平成17年3月、「国土交通省実績評価実施規程」を定め、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標に対する実績について、評価結果及びその要旨を公表平成16年度目標に対する実績評価書の要旨については、平成17年6月17日に作成し、ホームページに17年9月26日に掲載 →② 平成17年度気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
	標に対する実績評価書に併せて、要旨についても、平成18年6月 22日に作成・公表
	(法務省) →③ 目標、実績評価書等の公表については、公安調査庁実績評価実施規程において、過年度の実績報告書を含めて多くの関連情報を提供するなど国民の意見・要望を集約しやすいホームページの掲載に努力 平成17年7月、平成16年度において公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果及び要旨の公表に併せ、過年度分の情報を掲載し、公安調査庁が達成すべき目標については、13年度までの5か年度分を、また、実績評価結果については、13年度から16年度までの4か年度分をホームページに掲載 →③ 平成18年度の公安調査庁が達成すべき目標を平成18年4月、17年度において公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果及び要旨を18年9月ホームページに掲載 公安調査庁が達成すべき目標については、平成13年度から19年度までの7か年度分を、また、実績評価の結果については、13年度から17年度までの5か年度分をホームページに掲載
	(経済産業省) →③ 平成 17 年8月、経済産業省のホームページに、特許庁が達成すべき目標は平成 16 年度及び 17 年度の 2 か年度分を、また、目標に対する実績評価は 15 年度及び 16 年度の 2 か年度分を掲載なお、特許庁のホームページには、達成すべき目標は平成 16 年度及び 17 年度の 2 か年度分を、実績評価は 13 年度から 16 年度までの 4 か年度分を掲載 ⇒③ 特許庁が達成すべき目標及び目標に対する実績評価については、直近の平成18年度目標や17年度実績評価を含め、経済産業省及び特許庁のホームページに掲載経済産業省HPにおける複数掲載状況

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
エ な 地 ル 事 項	目標 平成16年度~17年度(2年度分)
	実績評価 平成15年度~17年度(3年度分)
	特許庁HPにおける複数掲載状況
	目標 平成16年度~17年度(2年度分)
	実績評価 平成13年度~17年度(5年度分)
	关傾印圖 干风10干及 11干及 (0干及刀)
	(国十交通省)
	→③ 平成 17 年 3 月、「国土交通省実績評価実施規程」を定め、17
	年9月、i)気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目
	標については、平成 13 年度から 17 年度までの 5 か年度分を、
	ii) 目標に対する実績報告書及び実績評価については、13 年度
	から 16 年度までの 4 か年度分をホームページに掲載
	⇒③ 平成19年2月、i) 気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成
	すべき目標については、平成13年度から18年度までの6か年度分
	を、ii)目標に対する実績報告書及び実績評価については、平成
	13年度から17年度までの5か年度分をホームページに掲載
	13年度が511年度よくののが千度力をかられている。
	(法務省)
	\" \" \" \" \" \" \" \" \" \" \" \" \" \
	→④ 平成17年9月8日、公安調査庁についての実績評価書、その要
	旨等の閲覧を容易にするため、公安調査庁ホームページに、法務
	省の政策評価関連ホームページへのリンクを設定
	⇒④ 改善済み。
	(厚生労働省)
	→④ 平成 15 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価に
	ついては、平成 16 年 10 月 22 日、評価書及びその要旨の公表の
	際に、i)社会保険庁ホームページに、厚生労働省の政策評価関
	連ホームページへのリンクを設定、ii)実績評価書及びその要旨
	について、記者発表及び情報公開室への備置き
	また、平成16年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評
	価については、平成17年10月20日、評価書及びその要旨の公表の

関係省が講じた改善措置状況

際に、同様に上記i)・ii)を措置

⇒④ 改善済み。

(国土交通省)

- →④ 平成17年9月26日、国土交通省実施庁評価ホームページを改訂 し、i)気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標、 ii)目標に対する実績報告書及び、iii)目標に対する実績評価を 一元的に閲覧できるよう措置
- ⇒④ 改善済み。

(3) 評価結果等の活用

(通知)

関係省庁は、実施庁に係る実績評価結果等の活用を一層推進するため、その方針等を明らかにした上で政策の企画立案部門及び実施部門への周知を図るよう努める必要がある。

(説明)

《制度・仕組み》

- 最終報告において、「政策立案過程への実施段階の情報の提供や問題点の反映が不可欠であり、一方、実施部門においては、政策の企画立案過程における意図と目的が十分に伝えられ、的確な行政の実施が図られなければならないこと。実施段階での実情や問題点の把握は、政策評価の一部と考えられ、これらの情報が政策立案部門に適切に提供される必要があること。」と明記
- 中央省庁等改革基本法第4条(中央省庁等改革の基本方針)において、政策の企画立案部門と実施部門の緊密な連携の確保。評価結果については、次年度の目標の設定に反映するとともに、政策の企画立案作業等における重要な情報として活用

(防衛省)

- → 防衛施設庁が達成すべき目標に対する実績の評価結果等を政策の 企画立案作業等に反映するとの活用方針について、平成18年3月目 途で「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」に盛り込むことを検 討
- ⇒ 防衛施設庁が達成すべき目標に対する実績の評価結果等を政策の 立案作業に反映するため、「防衛省政策評価及び実績評価実施要 領」(平成18年3月)において、「企画立案所掌課は、所掌事務の 企画立案に当たり、当該事務に係る実績評価書を参考として活用を 図る」旨を明記し、政策の企画立案部門(防衛省大臣官房政策評価 官、同防衛政策局防衛施設課)及び実施部門(防衛施設庁の関係部 局)に周知

(法務省)

→ 評価結果等の活用については、公安調査庁実績評価実施規程において、i)大臣官房秘書課(政策評価企画室)は、実績評価書を公安調査庁の業務の効率化、自律性の向上の観点から、実績評価の達成目標の設定など政策の企画立案に資する、ii)公安調査庁は、実

《現状·実態》

〇 財務省

「政策評価に関する基本計画」において、評価結果を政策の企画 立案作業、目標の設定等に反映させるとの実績評価結果の活用に関 する方針を明確化

○ 防衛庁

「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」において、実績評価書の内容を踏まえ、防衛施設庁の業務の効率化を図ることとする方針が示されているものの、政策の企画立案作業等に反映させることについての記載なし

- その他の4省(法務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通 省)ではこのような方針は明らかにされていない。ただし、実績評価結果や目標の達成見通し等については、6省庁すべてにおいて、 次年度の目標の設定に際しての重要な情報として活用
- 平成14年度の各省庁の実施庁に係る実績評価結果等の活用状況を調査した結果、実績評価結果を政策の企画立案、翌年度の予算要求や機構・定員要求に反映している例は4省(法務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省)で6事例、政策評価に活用している例は2省庁(防衛庁及び国土交通省)で3事例

関係省が講じた改善措置状況

績評価書の通知を受けたときは、業務の効率化、自律性の向上の観点から、実施機能の充実強化に資するとの実績評価結果の反映・活用の規定を設け、公安調査庁に係る実績評価結果等の活用方針を明らかにし、平成17年1月、公安調査庁に周知

⇒ 公安調査庁が達成すべき目標の設定に当たっては、平成17年1月 に定められた公安調査庁実績評価実施規程の方針に基づき、引き続 き、実績評価結果を、平成18年度については18年9月に、大臣官房 秘書課(政策評価企画室)から公安調査庁総務課(企画調整室)に 周知

(厚生労働省)

→ 平成 16 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価に際しては、社会保険庁に対して、評価書の通知に併せ、今後、社会保険庁の抜本的な改革について取りまとめられた「緊急対応プログラム」(平成 16 年 11 月 26 日「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において決定)、「業務改革プログラム〜改革のセカンドステージにおける改革の取組〜」(平成 17 年 9 月 27 日「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において決定)等に基づく改革の推進に当たって、本評価結果を活用し、社会保険事業の充実強化を図るよう指示

また、政策の企画立案担当部局(年金局等)に対して、評価書の公表日に政策評価官室より事務連絡を発出し、評価結果について情報提供を行うとともに、今後、社会保険庁が、「緊急対応プログラム」、「業務改革プログラム~改革のセカンドステージにおける改革の取組~」等に基づく改革や、業務の効率化等を進めるに当たり、当該部局においても、社会保険庁に係る政策の立案に際しては、本評価結果を踏まえたものとするよう指示

なお、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」において、「政策評価の結果の政策への反映に関する事項」として、政策評価の結果の政策への反映を確保すべき旨が規定されているところ

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	であるが、当該規定が実施庁に係る実績評価についても適用されることが同基本計画において明確なものとなるよう検討 ⇒ 平成18年3月、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日厚生労働大臣決定)を変更し、「政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用すること」を規定。「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」(平成19年3月30日厚生労働大臣決定)も同様に規定関係部局に対して、平成18年11月、政策評価官室より事務連絡を発出し、評価結果について情報提供を行うとともに、当該部局においても、社会保険庁に係る政策の立案に際しては、本評価結果を踏まえたものとするよう指示
	(経済産業省) → 平成17年12月、「特許庁実績評価実施要領」を定め、「実績評価結果は、次年度以降の目標の策定及び事務の企画立案に活用する。」旨を明記し、政策の企画立案部門(特許庁総務課)及び実施部門(特許庁審査部、審判部等)に周知 → 「特許庁実績評価実施要領」により、実績評価結果を次年度以降の目標の策定及び事務の企画立案に活用するため、政策の企画立案部門(特許庁総務課)及び実施部門(特許庁審査部、審判部等)に周知
	(国土交通省) → 平成17年3月、「国土交通省実績評価実施規程」を定め、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁は、目標に対する実績の評価結果の通知を受けたときは、業務の効率化及び自律性の向上の観点から、政策の実施に関する機能の充実強化に資するよう努めることを明記し、政策の企画立案部門(大臣官房総務課、気象庁総務部総務課、

海上保安庁総務部政策課、高等海難審判庁総務課等)及び実施部門

(気象庁、海上保安庁及び高等海難審判庁の関係部局) に周知 ⇒ 平成17年度に気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき 目標についての評価は、平成18年6月22日に大臣官房総務課、気象 庁、海上保安庁、高等海難審判庁に通知 気象庁においては、各部統括課、各付属機関、各管区気象台、沖 縄気象台及び各海洋気象台にそれぞれ業務評価に係る連絡担当官を 定め、業績目標及び評価結果を周知 海上保安庁では、毎年政策の企画立案部門において業務計画を策 定し、各管区本部等の関係部局に対し周知徹底するとともに、各管 区本部においても業務計画を作成し、政策の実施に関する機能の充 実強化 海難審判庁においては、業績目標及び評価結果について地方等関 係部局へ周知。評価結果等を受け、大臣官房総務課は翌年度以降の 大臣による目標設定に反映 気象庁、海上保安庁及び海難審判庁は、気象庁、海上保安庁及び
海難審判庁が達成すべき目標に対する実績評価結果を受けて業務運営上の問題点等の把握・検証を行い、目標達成されていないものについては、引き続き一層の取組を強化するなど、業務の改善等に活用